

毎週火、金曜日発行（但休日にかるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

### 告示

#### 目次

- 医療機関の指定
- 保険医等の指定
- 保険医等の登録
- 保険医の登録まつ消
- 保険医の診療所変更
- 国民健康保険条例等の制定認可
- 国民健康保険条例変更認可
- 国民健康保険条例制定認可
- 指定医師の取消
- 土地の公用廃止
- 標準複合肥料の決定
- 土地改良区役員就任及び退任
- 人委規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正
- 正誤 昭和三十二年七月鳥取県規則第三十号中訂正

## 告示

鳥取県告示第三百五十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条  
第一項の規定にもとづき指定医療機関として、昭和三十  
二年七月十五日次のものを指定した。

昭和三十二年七月十九日

鳥取県知事 遠藤 茂

名称	所在地	管轄保健所名
勝部診療所	気高郡青谷町大字紙屋六一四	浜村保健所
加藤薬局	鳥取市東品治町一六六ノ五	鳥取保健所
池田薬局	米子市博労町二丁目一二一	米子保健所

鳥取県告示第三百五十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三  
第一項の規定により次のように保険医療機関並びに保険  
薬局を指定した。

昭和三十二年七月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

名 称 所 在 地 指定年月日

鳥取赤十字病院 鳥取市西町一 昭和三十三年六月一日

勝部診療所 気高郡青谷町紙屋六一 五月二十日

名島外科医院 倉吉市東岩倉町二二三 五月二十五日

博愛齒科診療所 鳥取市川外大工町一五ノ二 六月一日

川口薬局 " 川端二丁目七 "

鳥取県告示第三百五十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により次のように保険医並びに保険薬剤師の登録をした。

昭和三十三年七月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

氏 名 住 所 登録の記号番号 登録年月日

国 沢 潤 鳥取市栗谷町一五 鳥医 三 昭和三十三年六月一日

窪 田 哲 男 気高郡青谷町紙屋六一四八一 " 一 " 五月二十日

名 島 俊 一 倉吉市東岩倉町二二三六 " 二 " 五月二十五日

田 中 隆 正 鳥取市川外大工町一五ノ二 " 一 " 六月一日

川 口 克 巳 " 川端二丁目七 鳥医 一 " 六月一日

矢 吹 寿 彦 日野郡根雨町 鳥医 四 " 五月一日

鳥取県告示第二百五十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ十二第二項の規定により次のように保険医の登録をまつ消した。

昭和三十三年七月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

氏 名 登録記号番号 まつ消の事由 まつ消の年月日

矢 吹 寿 彦 鳥医 四 まつ消請求 昭和三十三年六月一日

鳥取県告示第三百五十九号

健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師の指定に関する件(昭和二十三年厚生省令第三十二号)第五条の規定により、次のように保険医から変更の届出があつた。

昭和三十三年七月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

氏 名 旧 診 療 所 新 診 療 所 変更年月日

今村 麟 雄 一 内科 医療生活協同組合 鳥取市東品治町 耳原病院 堺市耳原町一五〇八 昭和三十年十一月十五日

千代 泰 治 内科 千代医院 米子市中町七六 広江病院 米子市上後藤 五月二十日

鳥取県告示第三百六十号

国民健康保険を行う国府町に対し新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第六十四号）第二十八条第四項の規定に基き、国府町国民健康保険条例並びに国府町国民健康保険直営診療所条例及び国府町国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の制定を昭和三十一年五月一日認可した。

昭和三十一年七月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百六十一号

国民健康保険を行う気高町に対し国民健康保険法（昭和三十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項に基き気高町国民健康保険条例の一部変更を昭和三十一年七月一日認可した。

昭和三十一年七月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百六十二号

国民健康保険を行う鹿野町に対し、国民健康保険法（昭和三十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項に基き鹿野町国民健康保険条例の一部変更を昭和三十一年六月一日認可した。

昭和三十一年七月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百六十三号

国民健康保険を行う郡家町に対し国民健康保険法（昭和三十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項に基き郡家町国民健康保険条例制定を昭和三十一年七月一日認可した。

昭和三十一年七月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百六十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）

第十五条第一項の規定による指定医師の指定を次のとおり取消する。

昭和三十一年七月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

診療科名 氏名 住所 取消理由

内科 中塚銀太 鳥取市古市一丁目 退職  
市立鳥取市民病院内

鳥取県告示第三百六十六号

鳥取県標準複合肥料を次のとおり定める。

昭和三十一年七月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 鳥取県標準梨尿素複合肥料

鳥取県告示第三百六十五号

次の土地はその用途を廃止する。

昭和三十一年七月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

東伯郡三朝町大字三朝字美畑九〇六ノ一番地先水路敷 九歩

（関係図面は土木部管理課に保管）

原料の種類	原料の使用割合	保証成分量 (パーセント)	施用方法
尿素	九、七五〇 キログラム	窒素全量 一三・〇〇 りん酸全量 七・〇〇	基肥重点施用のとき (基肥) 堆肥一、一二五キログラム以上 この複合一、二二五キログラム
熔成りん肥	七、八七五	りん酸全量 一三・〇〇 内く溶性リン酸 三・五〇	(玉肥) この複合一、二二五キログラム以上 (礼肥) この複合一、二二五キログラム
硫酸加里	八、一五〇	加里全量 一〇・〇〇 内水溶性加里 一〇・〇〇	追肥重点施用のとき (基肥) 堆肥一、一二五キログラム以上 この複合一、二二五キログラム
魚かす粉末	五、六二五	く溶性苦土 三・〇〇	(花肥) この複合一、二二五キログラム以上 (玉肥) この複合一、二二五キログラム (礼肥) この複合一、二二五キログラム
米ぬか油かす粉	二、二五〇		
末ぬか油かす粉	三、七五〇		
蒸製骨粉	三、七五〇		
計	三七、五〇〇		

(附記) 1 三〇キログラム紙袋又はビニール袋入りとすることができる。  
2 製造工程中に製粒操作を施して粒状化したものを含む。ただしこの場合は肥料名称の末尾に(粒状)を附記する。

二 鳥取県標準梨二号複合肥料

原料の種類	原料の使用割合	保証成分量 (パーセント)	施用方法
硫酸アンモニア	一六、八七五 キログラム	窒素全量 一〇・〇〇 内アンモニア性窒素 九・二〇	基肥重点施用のとき (基肥) 堆肥一、一二五キログラム以上 この複合一、二二五キログラム
過りん酸石灰	一一、二五〇	りん酸全量 一三・〇〇 内可溶性りん酸 四・五〇	(玉肥) この複合一、二二五キログラム以上 (礼肥) この複合一、二二五キログラム
硫酸加里	五、六二五	加里全量 一〇・〇〇 内水溶性加里 一〇・〇〇	追肥重点施用のとき (基肥) 堆肥一、一二五キログラム以上 この複合一、二二五キログラム
魚かす粉末	三、七五〇		
計	三七、五〇〇		

(附記) 1 三〇キログラム紙袋又はビニール袋入りとすることができる。  
2 製造工程中に製粒操作を施して粒状化したものを含む。ただしこの場合は肥料名称の末尾に(粒状)を附記する。

三 適用範囲  
適用作物 二十世紀梨  
適用地域 県下全般

四 原料使用基準

原料の名称	基 準 成 分 量 (パーセント)			
	窒素全量	アンモニア性窒素	りん酸全量	りん酸可溶性
硫酸アンモニア	四六・二	二二・〇		
尿 素				
過りん酸石灰			一六・〇	一六・〇
熔成りん肥				一三・〇
硫 酸 加 里				一九・〇
魚かす粉末	七・〇			
米ぬか油かす粉末	二・〇			
蒸 製 骨 燐 粉	四・〇		二二・〇	
				加里全量
				水溶性
				苦く溶性

五 注意事項

鳥取県標準複合肥料要領「五、注意事項」のとおりとする。

鳥取県告示第三百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十三年七月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

退任した役員の名及び住所

米金井手土地改良区

理事	中島 亀利	日野郡溝口町大字板原
	遠藤 久男	富江
	長尾 良一	江府町大字大河原
	砂口 鶴寿	吉原
	田中英敏	溝口町大字大坂
	住田 寿美	大倉
	権代 一夫	
	吉田 福重	富江
監事	清水 寿幸	江府町大字吉原
	田中 八五郎	溝口町大字富江

佐野川土地改良区

理事長	船橋 雄治	西伯郡岸本町大字坂長
理事	山中 栄知	日野郡溝口町大字宇代
	石黒 善治	西伯郡岸本町大字大殿
	長尾 幸一	
	小村 静晴	坂長
	西村 英雄	
	堀尾 栄寿	
	神原 仲乳	
	宅野 光輝	岩屋谷
	岩田 知重	会见町大字諸木
	岩田 幸	
	杉村 範二	米子市別所
	諸田 巖	
	生田 弥範	諏訪
	富士川 堯	
監事	西村 尊	西伯郡岸本町大字坂長
	杉村 勇	米子市別所

大宮村印賀土地改良区  
 理事長 段 塚 或 郎 日野郡高宮村大字印賀  
 副理事長 遠 藤 正 昭  
 理事 坂 本 寿  
 古 都 巖  
 佐 藤 信 行  
 上 田 芳 友  
 蚊屋井手土地改良区  
 理事長 黒 田 包 美 米子市今在家  
 理事 勝 部 寿 弘 西伯郡岸本町大字遠藤  
 金 川 薫 吉長  
 金 田 安 衛 伯仙町大字河岡  
 小 原 俊 米子市一部  
 奥 田 鉄 太 郎 赤井手  
 中 原 武 雄 下新印  
 奥 本 実 雄 上新印  
 能 登 路 武 彦 蚊屋

藤 本 滝 栄 二本木  
 奥 谷 彌 浦津  
 井 川 吉 藏 西伯郡淀江町大字佐陀  
 山 内 英 明 日吉津村大字日吉津  
 山 崎 善 一 富吉  
 監 事 船 田 滝 藏 伯仙町大字河岡  
 中 原 茂 米子市下新印  
 松 本 信 俊 今在家  
 高 口 徳 重 西伯郡日吉津村大字日吉津  
 就任した役員の氏名及び住所  
 米金井手土地改良区  
 理事長 遠 藤 久 男 日野郡溝口町大字富江  
 副理事長 砂 口 鶴 寿 江府町大字吉原  
 理 事 長 尾 良 一 大河原  
 相 見 敏 明 溝口町大字栃原  
 木 村 治 大滝  
 田 中 英 敏 大坂  
 吉 田 福 重 富江

住 田 寿 美 大倉  
 榑 代 一 夫  
 監 事 清 水 寿 幸 江府町大字吉原  
 田 中 八 五 郎 溝口町大字富江  
 佐野川土地改良区  
 理事長 船 橋 雄 治 西伯郡岸本町大字坂長  
 理 事 山 中 栄 知 日野郡溝口町大字宇代  
 石 黒 善 治 西伯郡岸本町大字大殿  
 長 尾 幸 一  
 小 村 静 晴 坂長  
 西 村 葉 寿  
 堀 尾 武 治  
 神 原 伸 乳 岩屋谷  
 宅 野 光 輝  
 岩 田 知 重 会見町大字諸木  
 岩 田 幸  
 杉 村 龍 二 米子市別所  
 小 林 清 一

生 田 弥 範 諏訪  
 富 士 川 堯  
 監 事 西 村 尊 西伯郡岸本町大字坂長  
 杉 村 勇 米子市別所  
 湯 原 孝 夫 諏訪  
 大宮村印賀土地改良区  
 理事長 段 塚 或 郎 日野郡高宮村大字印賀  
 副理事長 遠 藤 正 昭  
 理 事 坂 本 寿  
 古 都 巖  
 佐 藤 信 行  
 遠 藤 政 治 宝谷  
 大沢土地改良区  
 理事長 戸 田 利 昭 米子市両三柳  
 副理事長 井 上 光 惠 東福原  
 理 事 井 上 善 司  
 潮 孝 道  
 戸 田 義 人 西福原

二等級	十一	知事の事務部局	(内)(イ)(イ)(イ)(イ)	本庁の課長 中央病院事務長 東京及び大阪事務所次長 試験場長 種畜場長
一等級	十四十一	一 知事の事務部局 二 議会の事務部局	(イ)(イ)	部長及び部の次長 東京及び大阪事務所長 事務局長

**人事委員会規則**

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部

井川 吉藏 西伯郡淀江町大字佐陀  
山内 英明 日吉津村大字日吉津 富吉  
山崎 善一 岸本町大字遠藤  
監事 加川 雅光 米子市下新印  
遠藤 信雄 蚊屋  
塚崎 朝一 蚊屋  
高口 徳重 西伯郡日吉津村大字日吉津

を改正する規則をここに公布する。  
昭和三十二年七月十九日  
鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 藏  
鳥取県人事委員会規則第五号  
職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十年鳥取県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。  
別表第十三一般級別区分表中

森尾 健藏	立町四丁目
大上 傳藏	西福原
太田 茂寿	両三柳
井坂 祐安	上後藤
大先 安五郎	上福原
梶原 理三郎	錦町二丁目
宮原 利徳	蚊屋井手土地改良区
倉立 俊明	理事長 黒田 包美 米子市今在家
永本 長秀	理事 後藤 邦雄 西伯郡岸本町大字吉長
森井 新市	勝部 光重 遠藤
田平 勝晴	金田 安衛 伯仙町大字河岡
前田 茂明	小原 俊 米子市一部
永惠 清太郎	中本 延太郎 西伯郡伯仙町大字尾高
天野 政夫	奥本 実雄 米子市上新印
松田 明雄	中原 武雄 下新印
井上 豊茂	奥谷 疆 浦津
福景 亀寿	能登路 半治郎 蚊屋
小別所 貞徳	妹能 義輝 二本木

				十			
				八			
四	三	二	一				
監査委員の事務部局	教育委員会の事務部局	議会の事務部局	知事の事務部局				
(イ)	(イ)	(イ)(イ)	(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)	(イ)	(イ)(イ)	(イ)	(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)
次長及び係長	係長	課長 図書室長 補佐	久松閣 船松閣 中央病院の総務長 分室主任 肥料検査室長 係長又は主任のうち、知事が直接任命した者(教育職員等を除く。)	本庁の係長 等級及び職務の級について特に定めのない職又は出先の長のうち、知事が直接任命した者(教育職員等を除く。)	(イ) 課長補佐 (イ) 図書室長 (イ) 司書の職を含む係の係長(学芸員又は司書の資格を有する者に限る。)	(イ) 果税事務所の課長 本庁の課長補佐 自治研修所次長 養老院長 本研究員の職を含む係又は部の係長又は主任(研究員の職にある者に限る。)	

三等級			
十一		十二	
八		九	
一	二	一	二
知事の事務部局	議会の事務部局	知事の事務部局	教育委員会の事務部局
(イ)(イ)(イ)	(イ)	(イ)(イ)(イ)	(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)
農業専門技術員 播磨発電所長 経営傳習農場長	課長	鳥取公共職業補導所長 農業講習所長 積善学園長	衛生研究所長 果税山林耕 中央児童相談所長 農業専門技術員室長 農検定所長 自修所長 自治研究学院長 主査
			課長 鳥取及び米子図書館長 科学博物館長
			事務局長 事務局長 事務局長 事務局長
			事務局長次長
			事務局長
			事務局長
			事務局長







